

専門委員会の設置について

1. 専門委員会設置の背景

塩竈市地域防災計画（以下「防災計画」という。）の改訂を進めるにあたり、女性特有の問題や必要な支援などについて、防災会議委員より助言をいただいているが、構成人数が少ないことから、幅広い職種の方々より指導・助言を受けるため、塩竈市防災会議に専門委員会を設置する。

■参考：塩竈市防災会議条例（昭和 38 年 3 月 25 日 条例第 2 号） 抜粋

（専門委員）

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、学識経験のある者又は市の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

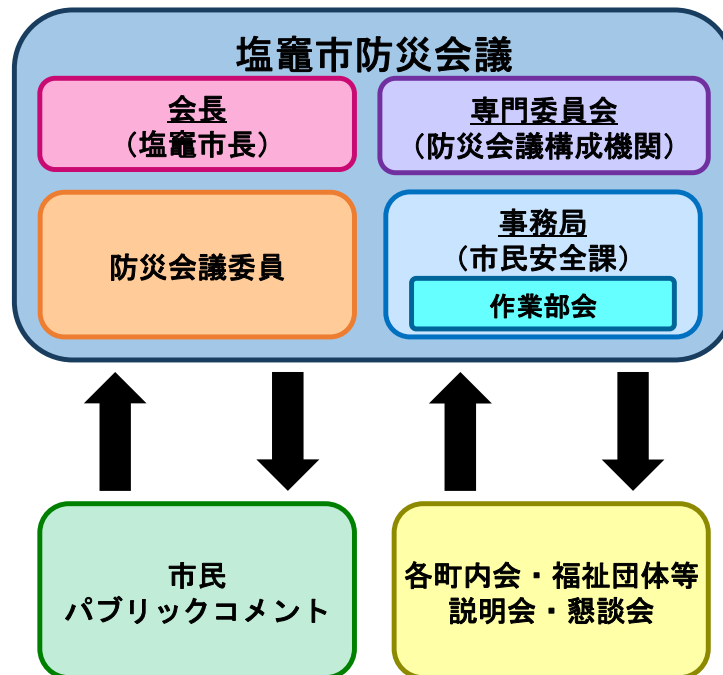


図 1 参考 地域防災計画検討体制 組織図

2. 専門委員会設置の目的

避難所生活等における女性視点の意見を取り入れることにより、女性特有の問題に対し必要な支援などを行うことを目的として、塩竈市防災会議条例（昭和 38 年 3 月 25 日 条例第 2 号）第 4 条の規定に基づき、塩竈市地域防災計画女性専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

3. 専門委員の構成案

専門委員は、塩竈市の女性職員や市内小中学校勤務の女性教員から選定する。

表 1 専門委員候補一覧（案）

No.	職種	人数
1	係長級（委員長）	1 名
2	協働推進室員	1 名
3	保健師	1 名
4	栄養士	1 名
5	保育士	1 名
6	避難所配備職員	1 名
7	教員	1 名
8	養護教諭	1 名

4. 委員会の開催計画案

令和 4 年度に委員会を開催し、検討項目について委員に検討及び助言を受けるものとする。

表 2 開催計画（案）

会議名	開催予定時期	検討項目
第 1 回専門委員会	令和 4 年 5 月	地域防災計画の改訂素案
第 2 回専門委員会	令和 4 年 9 月	地域防災計画の改訂素案

5. 塩竈市地域防災計画女性専門委員会設置要綱（案）

（設置）

第1 塩竈市地域防災計画（以下「防災計画」という。）の改訂を進めるにあたり、男女共同参画の観点から、男女の違いをはじめとした災害時の多様なニーズを把握し、それらを踏まえた対策を地域防災計画に反映するため、塩竈市防災会議に塩竈市地域防災計画女性専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2 委員会は、地域防災計画の改訂に関する次に掲げる事項について検討を行う。

- （1）防災分野への女性の参画拡大に関する事項
- （2）女性の視点による避難所生活における課題に関する事項
- （3）その他、多様な立場におけるニーズの違いを踏まえた防災対策に関する事項

（組織等）

第3 委員会は、塩竈市職員及び市内小中学校の教員をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理するため、副委員長を置く。副委員長は、委員長が指名する。

（会議）

第4 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（委任）

第5 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、調査完了の日限り、その効力を失う。

■参考：塩竈市防災会議条例（昭和 38 年 3 月 25 日 条例第 2 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、塩竈市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平 12 条例 13・一部改正）

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 塩竈市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて塩竈市（以下「市」という。）の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平 24 条例 31・一部改正）

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
 - (3) 宮城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 宮城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (6) 市の教育長
 - (7) 塩釜地区消防事務組合消防長及び消防団長
 - (8) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、防災に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する者
- 6 委員の定数は、40 人以内とする。
- 7 第 5 項第 5 号、第 9 号及び第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（昭 45 条例 12・平 24 条例 31・一部改正）

（専門委員）

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、学識経験のある者又は市の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 45 年 4 月 条例第 12 号）

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 条例第 13 号）抄

（施行規則）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。